

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 市立病院の一部診療制限の延長について

- 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）については、市立病院では、主に入院治療に対応しておりますが、感染者の急増、コロナ対応病床のひっ迫並びに職員の感染及び濃厚接触による自宅待機により、医療従事者が不足している状況にあります。
- このことから、令和5年1月4日（水）から本日・13日（金）まで、患者の症状等に応じて、各診療科の予定入院を3分の2程度に抑制しています。
- 依然として、市内の感染者数やコロナ対応病床の使用率が高止まりし、医療従事者の不足の状況が続いていることから、1月20日（金）までの間、各診療科の予定入院を3分の2程度に抑制する一部診療制限を継続します。
- 入院治療を予定されている患者に対し、主治医からその延期について連絡し、説明をさせていただく場合があります。
- 「救急」「透析」「がん化学療法」「周産期」などの救命医療については、通常どおり診療します。
- 市民・患者の皆様には御迷惑と御心配をおかけいたしますが、感染拡大防止と医療提供体制の維持のため、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。